

平成十五年政令第二百五十二条号

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年法律第七十九号）第二条第四号及び第五号の規定に基づき、この政令を制定する。
 内閣は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

第一条 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

一 内閣府
二 国家公安委員会

三 警察庁

四 金融庁
五 消費者庁
六 こども家庭庁

七 デジタル庁
八 総務省
九 消防庁
十 法務省

十一 出入国在留管理庁
十二 公安調査庁
十三 外務省
十四 財務省
十五 国税庁
十六 文部科学省
十七 スポーツ庁
十八 文化庁
十九 厚生労働省
二十 農林水産省
二十一 林野庁
二十二 水産庁
二十三 経済産業省
二十四 資源エネルギー庁
二十五 中小企業庁
二十六 國土地理院
二十七 國土交通省
二十八 觀光庁
二十九 気象庁
三十 國立地理院
三十一 海上保安庁
三十二 環境省
三十三 原子力規制委員会
三十四 防衛省
（指定地方行政機関）
三十五 防衛装備庁
三十六 沖縄総合事務局
三十七 管区警察局
三十八 総合通信局
三十九 財務局
四十 沖縄総合通信事務所

第二条 法第二条第六号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

八	沖縄地区税関	十一	北海道農政事務所	十四	都道府県労働局
七	地方厚生局	十二	森林管理局	十五	経済産業局
六	地方農政局	十六	那覇産業保安監督事務所	十七	産業保安監督部
五	北海道開発局	十八	地方整備局	十九	航空交通管制部
四	地方運輸局	二十	管区気象台	二十一	管区気象台
三	地方航空局	二十二	沖縄気象台	二十三	管区海上保安本部
二	二十一	二十四	地方環境事務所	二十五	地方防衛局
一	（指定公共機関）	一	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	一	国立研究開発法人建築研究所
三十一条	法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益 一 獨立行政法人國立病院機構	二	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所	二	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所
三十二条	國立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	三	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所	三	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所
三十三条	國立研究開発法人森林研究・整備機構	四	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所	四	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所
三十四条	國立研究開発法人水産研究所・教育機構	五	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所	五	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所
三十五条	國立研究開発法人土木研究所	六	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所	六	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所
三十六条	國立研究開発法人日本原子力研究開発機構	七	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所	七	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所
三十七条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	八	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所	八	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所
三十八条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	九	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所	九	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所
三十九条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所	十	独立行政法人國立研究開発法人建築研究所
四十一条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十一	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十一	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
四十二条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十二	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十二	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
四十三条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十三	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十三	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
四十四条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十四	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十四	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
四十五条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十五	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十五	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
四十六条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十六	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十六	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
四十七条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十七	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十七	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
四十八条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十八	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十八	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
四十九条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十九	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	十九	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
五十一条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	二十	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	二十	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
五十二条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	二十一	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	二十一	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
五十三条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	二十二	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	二十二	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
五十四条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	二十三	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	二十三	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
五十五条	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	二十四	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	二十四	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
新関西国際空港株式会社					

第三条

法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人

次のとおりとする。

- 二十六 中部国際空港株式会社
 二十七 成田国際空港株式会社
 二十八 北海道旅客鉄道株式会社
 二十九 四国旅客鉄道株式会社
 三十 日本貨物鉄道株式会社
 三十一 東京地下鉄株式会社
 三十二 日本郵便株式会社
 三十三 日本電信電話株式会社
 三十四 東日本電信電話株式会社
 三十五 西日本電信電話株式会社
 三十六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十一条の十三第一項の指定海上防災機関
 三十七 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの
 イ 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（同法第一条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十五号に規定する発電事業者（その事業の用に供する発電等用電気工作物（同項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）に係る出力の合計、発電又は放電の方法その他の事情からみて、その営む同項第十四号に規定する発電事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）
 ロ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者（同法第十四条第一項に規定するガス小売事業者（同法第十四条第一項に規定するガス小売供給契約に係る件数、内容その他の事情からみて、その営む同法第二条第二項に規定するガス小売事業（以下この号において単に「ガス小売事業」という。）が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）、同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者（供給区域内におけるガスマーチャンダイジングの取付数その他の事情からみて、その営む同条第五項に規定する一般ガス導管事業によるガスの供給が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの（供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。）に限る。）及び同条第十項に規定するガス製造事業者（ガス小売事業の用に供するためのガスの製造量その他の事情からみて、その営む同条第九項に規定するガス製造事業が円滑に実施されないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるものに限る。）
 ハ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十号）第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者であつて、主として長距離の旅客輸送の需要に応ずる同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むもの
 ニ 道路運送法（昭和二十六年法律第八十号）第四条第一項の許可を受けた同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者及び同法第九条の二第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（これらの事業者の経営する同法第三条第一号イ及びロに規定する一般旅客自動車運送事業が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）
 ホ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する本邦航空運送事業者であつて、その経営する同法第一条第十八条に規定する航空運送事業がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるもの
 ハ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業による円滑な輸送が確保されないことが一の都道府県の区域を越えて利用者の利便に影響を及ぼすものと認められるもの
 テ 内航海運業法（昭和二十七年法律第二百五十一号）第七条第一項に規定する内航海運業者であつて、同法第八条第一項に規定する船舶により同法第二条第二項第一号に規定する内航運送をする事業を営むもの
 チ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種別及び数その他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの
 リ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者（業務区域が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）
 ヌ 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）第三条に規定する放送大学学園、その行う放送法第二条第二号に規定する基幹放送（以下この号において単に「基幹放送」という。）に係る同法第九十二条第二項第一号に規定する放送対象地域が一の都道府県の区域内にとどまるもの及び同法第四十七条第一項に規定する有料放送を専ら行うものを除く。以下この号において「特定基幹放送事業者」という。）及び同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を特定基幹放送事業者の行う基幹放送の業務の用に供するものに限る。）
附 則
 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一五年六月二十五日政令第二七七号）抄
 （施行期日）
 第一条 この政令は、平成十五年七月一日から施行する。
 （調整規定）
 1 この政令は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二号）の施行の日（平成十六年九月十七日）から施行する。

2 この政令の施行の日が海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第七十一号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令第三条第四十号の規定の適用については、同号ト中「第七条第一項」とあるのは「第七条」と、「同法第八条第一項に規定する船舶」とあるのは「不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事する船舶」と、「第二条第二項に規定する内航運送をする事業」とあるのは「第二条第三項に規定する内航運送事業」とする。

附 則（平成一六年一〇月二七日政令第三三八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月一日政令第二〇三号）抄
（施行期日）

この政令は、施行日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成一七年六月二四日政令第二二四号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月二九日政令第二二八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年六月二九日政令第二二八号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年七月二日政令第一四九号）抄
（施行期日）

この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日政令第一五九号）抄
（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日政令第一六五号）抄
（施行期日）

この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成一九年一月四日政令第三号）抄
（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）

この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）

この政令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年七月一八日政令第二三一号）抄
（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年八月一四日政令第二二七号）抄
（施行期日）

この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(施行期日)
1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十四日政令第一八一号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十四年七月一日）から施行する。

(施行期日)
第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二四年七月二十五日政令第二〇二号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二五年三月二九日政令第一〇四号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年九月二六日政令第二九二号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年三月一九日政令第三九号）抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月一八日政令第七四号）抄

(施行期日)
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月二七日政令第一二三号）抄

(施行期日)
この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日政令第三二八号）抄

(施行期日)
この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日政令第三三四号）抄

(施行期日)
この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日政令第三二八号）抄

(施行期日)
この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年二月一七日政令第四三号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月九日政令第五七号）抄

(施行期日)
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月二十五日政令第八四号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

附 則 （平成二八年三月三〇日政令第八六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年二月二六日政令第三九六号）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月二三日政令第四〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、第五号施行日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三一年三月一五日政令第三八号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年七月二日政令第一九五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和四年一月四日政令第六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則 （令和五年三月一三日政令第六八号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年三月三〇日政令第一二六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月二九日政令第七八号）

この政令は、放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。